



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月30日木曜日 第100号外4

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

職員の特務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）..... 1

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）..... 2

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）..... 2

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 1229

職員の特務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月30日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の特務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の特務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項、<u>第9項及び第18項</u>の規定に基づき、職員の特務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当）</p> <p>第4条 条例第5条及び附則第18項に定める「伝染病防疫作業従事職員」とは、本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員をいう。</p> <p>第6条 条例附則第18項の人事委員会が定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う疫学的調査その他の調査の作業</u></p> <p>(3) <u>新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業</u></p> <p>(4) <u>人事委員会が前3号に掲げる作業に相当すると認める作業</u></p> <p>2 条例附則第19項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) <u>条例附則第19項第1号の作業は、3,000円</u></p> <p>(2) <u>条例附則第19項第2号の作業は、4,000円</u></p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の特務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項<u>及び第9項</u>の規定に基づき、職員の特務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当）</p> <p>第4条 条例第5条<u>に</u>定める「伝染病防疫作業従事職員」とは、本務として防疫作業に従事する職員<u>の外</u>、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員をいう。</p> <p>第6条 <u>削除</u></p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の規定は、令和2年2月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年愛媛県条例第31号）による改正後の職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の規定を適用したとするならば同条例第5条又は附則第18項の作業に該当することとなるものに従事した場合についても適用する。

公 営 企 業 管 理 規 程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和2年4月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>5 省略</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病医療従事手当の特例）</u></p> <p>6 第6条に定めるもののほか、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて管理者が定めるものに従事する職員が支給を受ける特殊勤務手当は、伝染病医療従事手当とし、その額は、1日につき4,000円以内とする。</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p>	<p>附 則</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p>

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県企業職員の給与に関する規程附則第6項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

公 営 企 業 訓 令

○愛媛県公営企業訓令第3号

公 営 企 業 管 理 局
各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（伝染病医療従事手当）</u></p> <p>第9条 省略</p> <p><u>第9条の2 規程附則第6項の伝染病医療従事手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p>	<p>（伝染病医療従事手当）</p> <p>第9条 省略</p>

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の診療、看護その他これらの者に接する作業又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理を行う作業

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業

(3) 管理者が前2号に掲げる作業に相当すると認める作業

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1) 次号に掲げる作業以外の作業は、3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業は、4,000円

第9条の3 省略

(重複支給の禁止)

第18条 省略

2 第6条第1項又は第9条の2第1項に規定する手当の支給を受ける場合にあつては、第9条第2項に規定する手当は、支給しない。

3 省略

(支給期日及び支給方法)

第19条 規程附則第6項又は別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当及び診療応援手当は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

2 省略

第9条の2 省略

(重複支給の禁止)

第18条 省略

2 第6条第1項 _____ に規定する手当の支給を受ける場合にあつては、第9条第2項に規定する手当は、支給しない。

3 省略

(支給期日及び支給方法)

第19条 規程 _____ 別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当及び診療応援手当は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

2 省略

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則(以下「新規則」という。)の規定は、令和2年2月1日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、職員が新規則の規定を適用したとするならば新規則第9条の2第1項の作業に該当することとなるものに従事した場合についても適用する。

(伝染病医療従事手当の内払)

3 愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則第9条の規定に基づいて令和2年2月1日からこの訓令の施行の日の前日までの間に支給された伝染病医療従事手当のうち、新規則第9条の2第1項の作業に係るものは、同項の規定による伝染病医療従事手当の内払とみなす。